

# 公益社団法人蕨市シルバー人材センター役員の報酬等及び費用に関する規程

平成 23 年 6 月 23 日

規 程 第 1 6 号

改正 令和 4 年 3 月 23 日 (規程第 2 号)

改正 令和 4 年 6 月 22 日 (規程第 5 号)

## (目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益社団法人蕨市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第 28 条第 3 項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

## (定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週 3 日以上センターの役員としての業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第 3 条 センターは、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員は無報酬とする。
- 3 非常勤役員の報酬は、理事会のほか、役員の職務として出席するものについて、その都度日額とする。
- 4 役員には、報酬及び費用以外は支給しない。
- 5 常勤役員が、センターの使用人を兼ねる場合は、職員給与規程に定める給与及び旅費規

程に定める旅費及び臨時職員取扱要綱に定める給料以外は支給しない。

(報酬等の金額)

第4条 非常勤役員の報酬は、別表1に定める金額とする。なお、別表1の第1号及び第2号のいずれにも該当する場合は、第1号を適用するものとする。

2 監事の報酬は、別表2に定める金額とする。

(報酬等の支給日)

第5条 非常勤役員及び監事については、その都度支払うものとする。

(費用)

第6条 センターは役員が職務の遂行に当たって負担した費用について支払うことができる。また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 費用の額は、別表3により実費相当額及び予算の範囲内において支給する。

(報酬及び費用の支給方法)

第7条 報酬及び費用は、現金もしくは本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬及び費用は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1. この規程は、令和 4 年 3 月 23 日から施行し、令和 4 年 6 月 22 日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1. この規程は、令和 4 年 6 月 22 日から施行する。

別表 1 非常勤役員の報酬

(1) 理事会	3 千円 (日額)
うち理事長 7 千円 (日額)、副理事長 5 千円 (日額)	
(2) その他役員の職務として出席するもの	3 千円 (日額)
うち理事長 7 千円 (日額)、副理事長 5 千円 (日額)	

別表 2 監事の報酬

(1) 理事会及び監査	3 千円 (日額)
うち、税理士等の資格を有するもの	1 万円 (日額)
(2) その他監事の職務として出席するもの	3 千円 (日額)
うち、税理士等の資格を有するもの	1 万円 (日額)

別表 3 費用の額

(1) 役員の出張等に係る費用	旅費規程に定める額
(2) その他	実費相当額